

1. 審査の全体スケジュール(例)

ご参考として、第三者審査のマスタースケジュール(例)を提示いたします。

全体スケジュール(例)

貴社のCSR報告書の発行時期に合わせて審査スケジュールを計画します。下表のスケジュールは6月に審査報告書を発行する場合のスケジュール例です。具体的には、ご相談の上、貴社のご予定に合わせて計画いたします。

フェーズ	2014年												
	Step	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
審査計画のご提案	1				■								
契約	1				■								
事務局打ち合わせ	2				■								
現地審査(事業所等)	2-3				■								
現地審査(本社)	2-3					■							
審査報告書発行	4-6						■						
CSR報告書の発行	-							■					
次年度に向けての情報提供	-									■			

脚注: 往査場所は本社と1事業所を想定しています。グループ会社サイトも対象とする場合があります。

2. Step1-審査計画-審査の対象

審査計画-審査の対象

(1) 対象とする情報の種類 (CSR報告書等)

重要な環境定量情報 (環境パフォーマンスデータ、環境会計データ等)

温室効果ガス (GHG) 排出量については、Scope3 を含める場合もあります。

- Scope1 (自社使用燃料)
- Scope2 (購入電力等)
- Scope3 (サプライチェーン・社員の出勤・移動等)

Carbon Disclosure Project (CDP) 等のCO₂排出量の報告の拡がりとともに、Scope3 GHG排出量に対する保証が増加しつつあります。

重要なサステナビリティ情報 (定量、定性)

(2) 対象情報のバウンダリー (範囲)

単体、連結

国内、海外

(3) その他

サステナビリティ情報審査協会の環境報告審査・登録マークの付与基準を満たす場合は、環境報告審査・登録マークを使用することができます。

3. Step1-審査計画-審査基準

審査計画-審査基準

- 審査意見の表明にあたって限定的な保証を行うため十分に有意な水準の基礎を得るために、下記の基準に準拠して審査を行います。
 - 「国際保証業務基準 (ISAE) 3000」 (2003年12月国際会計士連盟)*
 - 「環境報告書審査基準案」 (平成16年3月 環境省)
 - (必要に応じ) 「サステナビリティ情報審査実務指針」 (2009年12月 サステナビリティ情報審査協会)

- 環境報告審査・登録マークを使用を予定する場合
 - 上記に加えて、サステナビリティ情報審査協会の「環境報告審査・登録マーク付与基準」

- 制度等における報告書を検証する場合
 - 関連する法規制、関連する各種算定、検証基準、ISO基準類に準拠して審査等を実施します。

弊社は、ISO14065 (温室効果ガス検証機関認定) の認定を受けており、排出量取引制度の算定報告書等、CSR報告書等以外の報告書の検証も実施しています。

* 2013年12月に改訂された。改訂された基準は、2015年12月15日以降発行される保証報告書より適用される。

4. Step2-現地審査(事業所等)スケジュール(例)

現地審査(事業所等)スケジュール(例)*

- 日時: 2014年6月 日(曜日) 9:00 ~ 17:30
- 場所: グループ 事業所

時間	項目	
	Aチーム(リーダー:)	Bチーム(リーダー:)
09:00 ~ 09:15	担当責任者様との打ち合わせ及び、 オープニングミーティング(審査方法・計画のご説明)	
09:15 ~ 09:30	報告書の環境活動バウンダリー(範囲)・データ集計方法の確認	
09:30 ~ 09:45	トップインタビュー(拠点CSR報告書発行責任者)	
09:45 ~ 11:00	事業所等現地の確認	
11:00 ~ 12:00	エネルギー使用量	廃棄物発生量
12:00 ~ 13:00	昼食	
13:00 ~ 17:00	エネルギー使用量(続き) (電気・都市ガス・石油系燃料など) CO ₂ 発生量(物流起因、5.5ガスを含む)	大気・排水環境負荷量 化学物質の取扱量 その他の環境情報 労働安全 / 人事 / 教育・研修
17:00 ~ 17:30	クロージングミーティング・結果のご報告	

* 環境情報及びサステナビリティ情報パフォーマンスデータの場合。

5. Step2-現地審査(事業所等)の実施手順(例)

現地審査(事業所等)の実施手順(例) *

年次集計
データ確認

- 現地審査前に受領した年次集計データを確認します。

月次集計
データ確認

- 月次の集計表により、年次データが集計されていることを確認(集計数値確認)
- 月次データのない項目はその原票と集計値を確認します(集計値が年次と一致すること)。

日次集計
データ確認

- 日次の集計がされているデータ表の入手と分析
- 選定月の集計(エクセル)確認(集計値が月次と一致すること)などを確認します。

原票の確認

- サンプルングにより、原票を確認します。
 - エネルギー使用量(購買伝票等)
 - 廃棄物発生量の元データ(マニフェスト等)
 - 大気・排水環境負荷元データ(集計表 計量証明、計算根拠等)
 - 化学物質排出量の元データ(集計表、届出書類等)
 - その他の環境情報 労働安全データ 人事/教育・研修データ
- また、以下の項目について確認します。
 - 物流起因、5.5ガスなどの温室効果ガス排出量(事業所に関連する場合)
 - CO₂排出量の計算根拠

審査終了

- 原票の確認で一致すれば、審査を終了します。
- 原票が現地で出てこないものは、後日コピーを受領することになります(受領をもって審査終了となります)。

* 環境情報及びサステナビリティ情報パフォーマンスデータの場合。

6. Step2-現場審査(本社1日目)スケジュール(例)

現場審査(本社)スケジュール(例)*

- 日時: 2014年6月 日(曜日) 9:30 ~ 17:00
- 場所: グループ 本社

時間		項目	
		Aチーム(リーダー:)	Bチーム(リーダー:)
1 日 目	09:30 ~ 09:45	担当責任者様との打ち合わせ及び、 オープニングミーティング(審査方法のご説明)	
	09:45 ~ 10:00	報告書の環境活動バウンダリー(範囲)・データ集計方法の確認	
	10:00 ~ 10:15	トップインタビュー(CSR報告書発行責任者)	
	10:15 ~ 12:00	エネルギー使用量	廃棄物発生量
	12:00 ~ 13:00	昼食	
	13:00 ~ 14:30	エネルギー使用量(続き)	大気・排水環境負荷量
	14:30 ~ 16:30	CO ₂ 発生量(物流起因、5.5ガスを含む)	化学物質排出量 / その他環境情報
	16:30 ~ 17:00	結果のまとめ	

* 環境情報及びサステナビリティ情報パフォーマンスデータの場合。

7. Step2-現場審査(本社2日目)スケジュール(例)

現場審査(本社)スケジュール(例)*

- 日時: 2014年6月 日(曜日) 9:30 ~ 17:00
- 場所: グループ 本社

時間		項目	
		Aチーム(リーダー:)	Bチーム(リーダー:)
2 日 目	09:30 ~ 09:45	担当責任者様との打ち合わせ 1日目の審査の未確認事項等の確認	
	09:45 ~ 12:00	労働安全 人事 / 教育・研修	目標と活動実績 ガバナンス / リスク管理 / コンプライアンス
	12:00 ~ 13:00	昼食	
	13:00 ~ 14:30	ステークホルダー関連情報 地域交流 / 社会貢献活動	財務情報 / 事業内容 株主 / お客様関連情報 人権啓発
	14:30 ~ 16:30	結果のまとめ	
	16:30 ~ 17:00	クロージングミーティング・結果のご報告	

* 環境情報及びサステナビリティ情報パフォーマンスデータの場合。

8. Step2-現地審査(本社)の実施手順(例)

現地審査(本社)の実施手順(例) *

年次集計 根拠資料確認

- 年次集計データ等の根拠資料の受領、および昨年度比較による著増減項目の事前確認。
- 全サイト集計データの事前確認(計算式、排出係数等の係数の事前確認)

集計範囲 確認

- 集計範囲の把握(存在するサイトと集計したサイト)
- 審査項目毎に、CSR報告書に記載の集計範囲のサイトの確認(実在性・網羅性)

著増減 データ確認

- 著増減のある項目について著増減理由の確認
著増減のあるものや負荷の大きいもので、増減理由の証拠を依頼することがあります。
- 現地審査を実施した事業所のデータの再確認

事業所集計 データ確認

- 本社へ送られた事業所の集計表をサンプリングで確認する場合があります。
- 集計表または本社集計システムへの入力データを確認する場合があります。

審査終了

- 各保証項目について、集計結果とCSR報告書に掲載されるデータが一致すれば、審査は終了。
- データの一致が確認できない項目、増減理由が確認できない項目については、審査終了後、個別に継続して、確認します。

* 全環境情報の場合。

9. Step6-審査報告書(例)

審査報告書(例)

第三者審査報告書

平成 23 年 8 月 10 日

株式会社

株式会社トーマツ審査評価機構

代表取締役社長 稲永 弘

1. 審査の対象及び目的

当審査評価機構は、株式会社(以下「会社」という)が作成した「環境報告書 2011」(以下「報告書」という)について審査を実施した。審査の目的は、報告書の 12 頁から 13 頁および 33 頁から 59 頁に記載されている 2010 年度の環境定量情報(引用データを除く)が、会社が採用した算出方法等に従って正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することにある。

2. 経営者及び報告書の審査を行う者の責任

報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当審査評価機構の責任は、独立の立場から報告書の審査に対する結論を表明することにある。

3. 実施した審査の概要

当審査評価機構は、当該審査の結論表明にあたって限定的な保証を与えるために十分に有意水準の基礎を得るため、「国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagements)3000」(2003 年 12 月 国際会計士連盟)及び「環境報告書審査基準案」(平成 16 年 3 月 環境省)を参考にして審査を行った。

審査手続の概要は、報告書の 12 頁から 13 頁および 33 頁から 59 頁に記載されている 2010 年度の環境定量情報(引用データを除く)について、サンプリングにより集計表とその基礎資料との照合、作成責任者及び担当者に対する質問、関連する議事録・規程・ISO 関連資料等の閲覧及び照合、事業所視察、その他根拠資料となる内部資料及び外部資料で利用可能なデータと比較し検討した。

4. 結論

「3. 実施した審査の概要」に記載した審査手続を実施した限りにおいて、報告書の 12 頁から 13 頁および 33 頁から 59 頁に記載されている 2010 年度の環境定量情報(引用データを除く)が、会社が採用した算出方法等に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

以 上

(TRANSLATION)

Independent Review Report

August 10, 2011

Mr. President,

Deloitte Tohmatsu Evaluation and Certification Organization Co., Ltd.
Chief Executive Officer Hiroshi Inanaga

1. Scope of the Review

We have reviewed the "Environmental Report 2011" ("Report") prepared by Toyota Motor Corporation. The purpose of our review was to provide limited assurance from an independent practitioner about whether certain quantitative environmental information (excluding publicly released data) for the period from April 1, 2010 to March 31, 2011 included in pp. 12-13 and 33-59 of the Report was accurately measured and calculated in accordance with calculation methods adopted by the Company.

2. Responsibility of the Management and Responsibility of the Independent Practitioner

The Report is the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to provide our limited assurance with respect to the review performed on the Report from an independent practitioner.

3. Summary of Review

To obtain an adequate and valid standard of basis for providing limited assurance with respect to our conclusions, we performed our review with reference to the International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000 (issued by the International Federation of Accountants in December 2003) and the Proposed Environmental Report Review Standard (issued by the Japanese Ministry of Environment in March 2004).

The review procedures performed for certain of the quantitative environmental information (excluding publicly released data) for the period from April 1, 2010 to March 31, 2011 included in pp. 12-13 and 33-59 of the Report consisted of: 1) agreeing information to summary tables and supporting documents on a sample basis; 2) interviewing the responsible personnel and the persons in charge; 3) reviewing and agreeing information to the relevant minutes, the Company's regulations, and ISO related documents and so on; 4) site visits; and 5) comparing information with other available supporting internal and external material.

4. Conclusions

On the basis of the review procedures described in the preceding paragraph, nothing has come to our attention that caused us to believe the certain quantitative environmental information (excluding publicly released data) for the period from April 1, 2010 to March 31, 2011 included in pp. 12-13 and 33-59 of the Report was not accurately measured or calculated in accordance with calculation methods adopted by the Company, in all material respects.